保医発0531第1号 平成28年5月31日

地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

> 厚生労働省保険局医療課長 (公印省略) 厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

## 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)の一部を下記のとおり改正し、平成28年6月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D012感染症免疫学的検査中(45)を次のように改める。

- (45) デングウイルス抗原定性又は同抗原・抗体同時測定定性
  - ア デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、区分番号「D012」 感染症免疫学的検査の「43」デングウイルス抗原定性の所定点数に準 じて算定する。
  - イ デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、デングウイルスNS1 抗原、IgG抗体及びIgM抗体を、イムノクロマト法を用いて同時 に測定した場合に算定できる。
  - ウ 「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、

- 国立感染症研究所が作成した「蚊媒介感染症の診療ガイドライン」に 基づきデング熱を疑う患者が、当該患者の集中治療に対応できる下記 のいずれかに係る届出を行っている保険医療機関に入院を要する場合 に限り算定できる。
  - (イ) 区分番号「A300」救命救急入院料「1」から「4」までの いずれか
  - (ロ) 区分番号「A301」特定集中治療室管理料「1」から「4」 までのいずれか
  - (ハ) 区分番号「A301-2」ハイケアユニット入院医療管理料「1」又は「2」のいずれか
  - (二) 区分番号「A301-4」小児特定集中治療室管理料
- エ 「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、 感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学 調査を目的として実施された場合は算定できない。

3
年
SIT!
804第3.
0
3
0
WU
知
1.1/1
K
-1/
叶
-
+
~
+
4
_
ш
4
III
-
$\sim$
C. 2
111
年
3
~
1.7
42
11
1-1
1 (平成28年3月4日付け保医発03
_
,_
_
0
1
1 1
2
1000/
Lim's
-Inm
le de
Hm.
Hm.
Du.
四
)留美
の留意事項について」
-の留意
上の留意
「上の留意
施上の留意
施上の留意
其施上の留意
実施上の留意
う実施上の留意
う実施上の留意
ドう実施上の留意
伴う実施上の留意
一件う実施上の留意
こ伴う 実施 上の留意
に伴う実施上の留意
Fに伴う 実施上の留意
正に伴う実施上の留意
女正に伴う 実施 上の留意
改正に伴う実施上の留意
3改正に伴う実施上の留意
部改正に伴う実施上の留意
-部改正に伴う実施上の留意
一部改正に伴う実施上の留意
)一部改正に伴う実施上の留意
の一部改正に伴う実施上の留意
の一部改正に伴う実施上の留意
<del>との一部</del> 改正に伴う実施上の留意
法の一部改正に伴う実施上の留意
5法の一部改正に伴う実施上の留意
方法の一部改正に伴う実施上の留意
さ方法の一部改正に伴う実施上の留意
定方法の一部改正に伴う実施上の留意
[定方法の一部改正に伴う実施上の留意
<b>賞定方法の一部改正に伴う実施上の留</b> 意
) 算定方法の一部改正に伴う実施上の留意
の質定方法の一部改正に伴う実施上の留意
の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意
Wの算定方法の一部改正に伴う実施上の留意
酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意
8酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意
<b>報酬の質定方法の一部改正に伴う実施上の留</b> 意
payの質定方法の一部改正に伴う実施上の留意
<b>春報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留</b> 責
> 春報酬の質定方法の一部改正に伴う実施上の留意
<u> 物存報酬の質定方法の一部改正に伴う実施上の留意</u>
- 診療報酬の質定方法の一部改正に伴う実施上の留意
「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意
「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意
(1) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意
<ul><li>○「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意</li></ul>
◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意

第2章 特福診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1節 検体検査実施料 第1節 検体検査実施料 (1)~(44) 略 (45) デングウイルス抗原定性又は同抗原・抗体同時測定定性 ア デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、区分番号「DO 12」感染症免疫学的検査の「43」デングウイルス抗原定性の 所定点数に準じて算定する。 イ デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、デングウイルス 加21抗原、1gG抗体及び1gM抗体を、イムノクロマト法 を用いて同時に測定した場合に算定できる。 ク [43]のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定 を用いて同時に測定した場合に算定できる。 (イ)~(43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定 を機関に入院を要する場合に限り算定できる。 (イ)~(二) 略 医療機関に入院を要する場合に限り算定できる。 (イ)~(二) 略 エ [43]のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定 を機関に入院を要する場合に限り算定できる。	<ul> <li>開添1</li> <li>第2章 特稳診療料</li> <li>第3節 検査</li> <li>第1節 検体検査実施料</li> <li>第1節 検体検査実施料</li> <li>第1節 検体検査実施料</li> <li>(45) 京ングウイルス抗原定性は、国立感染症研究所が作成した「デング熱を疑う患者が、当該患者の集中治療に対応できるできでデング熱を疑う患者が、当該患者の集中治療に対応できるできでデング熱を疑う患者が、当該患者の集中治療に対応できるできでデング熱を疑う患者が、当該患者の集中治療に対応できるできがい。</li> <li>(イ)~(ニ) 略</li> <li>(イ)~(ニ) 略</li> <li>(本) 極染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施された場合は算定できない。</li> </ul>
めの積極的疫学調査を目的として実施された場合は算定できな い。 (46)~(52) 略	(46) ~(52) 原